

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令をここに  
公布する。

平成27年3月16日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 鈴木 和 夫

北上地区消防組合消防本部訓令第4号

(別紙のとおり)

北上消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令

北上消防組合消防職員貸与品貸与運用規程（平成24年北上地区消防組合消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与品の申請)</p> <p>第2条 職員は、<u>毎年4月末日までに、必要とする貸与品の品目を選択し、貸与申請書（様式第1号）により、消防長に申請するものとする。</u></p> <p>(再貸与承認申請)</p> <p>第3条 職員は、<u>貸与品をき損又は紛失したときは、き損又は紛失の原因が消防活動上避けることのできない事由の場合に限り、再貸与承認申請書（様式第2号）により、再貸与できるものとする。</u></p> <p>(貸与の点数)</p> <p>第4条 <u>前2条の申請による貸与品の点数の合計は、年度毎に300点を限度とする。</u></p> <p>2 <u>当該年度内において300点に満たない場合の残余点数は、翌年度に繰越充当しないものとする。</u></p>	<p>(貸与品の申請)</p> <p>第2条 <u>貸与品の貸与を受けようとする職員は、貸与申請書（様式第1号）により、消防長に申請するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による貸与品の点数の合計は、毎年度300点を限度とする。</u></p> <p>(再貸与承認申請)</p> <p>第3条 <u>職員が貸与品をき損し又は紛失したときは、その原因が業務上避けることのできない事由による場合に限り、前条の規定にかかわらず貸与品の再貸与を受けることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する再貸与を受けようとする職員は、再貸与承認申請書（様式第2号）により、消防長に申請するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成27年3月16日から施行する。